

非常災害時対応 マニュアル



株式会社 Growing together
多機能型事業所Dear Families
令和7年7月1日 変更作成

はじめに…

このマニュアルは、株式会社Growing togetherが運営する多機能型事業所Dear Familiesの職員が火災・自然災害・事故・事件等のあらゆる危機に対し的確かつ迅速に対応するために必要な事項を定めて利用者並びに職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

このマニュアルが及ぶ範囲は、全ての職員に対して施設の内外を問わず、危機的な状況が発生した場合は、全ての利用児童を安全な避難場所まで誘導する。

1 指揮権者

危機的な状況が発生した場合の指揮権の順位は次のとおりとする。

代表取締役 小黒 友泰（児童発達支援管理責任者）
管 理 者 松井 加代子

2 危機的状況発生時の対応

(1) 地震

出火防止・初期消火担当：小黒 友泰・久次 義之

避難誘導担当：松原 茜・藤田 茜

情報連絡担当：山崎 悠香

救出・救護担当：松井 加代子

避難誘導担当は、利用児童に対し、安心できるような言葉をかけ、姿勢を低くして落下物から身を守れるように指示する。

その後、書籍棚、窓ガラス、その他倒れやすいもの、壊れやすいものから利用児童を遠ざけて、落下物から身を守るような対応をする。

職員は速やかに非常口を確保する。

介助を必要とする利用児童はサポートをしながら安全な場所へ避難する。

揺れが収まったら、建物外へ避難する。

一度、外へ避難した利用児童は再度入室させない。職員は可能な範囲で残存者がいるかどうか確認を行う。

火災が発生した場合、初期消火担当は初期消火を行う。また、ガスや配電盤を点検し、安全を確認する。

情報連絡担当は、消防署及び篠栗災害対策本部へ通報し被害状況を伝える。

施設外の場合（行事・お出かけ先）

【事前調査】下見・現地確認の際、目的地の状況を把握する。

【事前調査】災害発生時の避難想定場所を確認しておく。

災害発生時は、利用児童の安全を第一に対応し、落ち着いて行動する。

できるだけ建物や壁、倒れやすいものから離れた場所に避難する。利用児童の安全を確認しながら避難想定場所へ移動する。

人員及び安全を確認してから、携帯電話で管理者へ連絡する。

自力で戻れそうな状況であれば、安全を確保しつつ戻る。建物やガラス側は避ける。

自力で戻れないときは、避難想定場所にて救助を待つ。その際は、利用児童が安心できるよう言葉をかける。

乗り物で移動中の場合は、すみやかに停止させ車外へ出た後、安全に待機できる場所まで移動する。利用児童の安全を確認した後は、⑤～⑦の手順で行動する。

(2)火災

火災発生の際は、別に定めてある「通報・消火・避難訓練実施マニュアル」に沿った行動を取る。

基本的な流れは次のとおり。

火災発見 ⇒ 通報・初期消火・避難誘導

↓
大きな声で知らせる・初期消火



失敗 ⇒ 消防へ通報
成功 ⇒ 業務継続

↓
施設管理者に連絡・消防へ連絡

(3)その他自然災害

台風接近の際の通勤や送迎に関しては、前日夕方までに事業実施の可否を決定し、実施しない場合は保護者へ連絡する。警報や台風情報を参考に判断する。

風水害の際は、事業を停止し利用児童を安全な場へ移動させたうえで、消防へ連絡し救助を待つ。待っている間は安心できる言葉をかける。保護者へ連絡をする。

落雷の恐れがあるときは、建物内への避難を呼びかける。また、電気機器類に注意する。

(4)事故

- ①事故の状況を把握する。
 - ア. 場所・時間・原因
 - イ. 利用児童の状況（出血の有無・身体の状況・精神状態）
 - ウ. 記録をする。メモや走り書きでも良い。
 - ②他の職員の協力を求める。医療機関への連絡・通報については、利用児童のかかりつけがあればそこを優先し搬送する。搬送や施設内で休養するなど落ち着いてから、保護者へ連絡する。
 - ③次のような場合は速やかに救急車を呼び、医療機関に受診させる。
 - ア. 意識がない。ぐったりしている。
 - イ. 意識はあるが、呼びかけに応えない。
 - ウ. 出血が止まらない。熱傷・火傷の面積が広い。
 - エ. 吐き気、嘔吐を繰り返している。
 - オ. 化学物質等を誤飲した。

救急車による搬送、医療機関への受診に際しては、必ず看護職員が付き添い、受診時の状況、経過を把握する。入院した場合は翌日に見舞うなど状況を把握する。

(5)不審者の侵入

不審者と判断した場合、十分な距離をとった上で「ご用件は？」などと尋ねる。刃物などを所持している恐れもあるので、不用意に近づかない。刃物などの凶器を持っていたら、大声で近くの職員を呼ぶ。同時に他の利用児童に対して避難を指示する。出来るだけ多くの職員を呼び寄せ、不審者の行動を監視する。凶器を持っている場合は近づかない。同時に110番通報する。男性職員は丈の長い得物を持ち、不審者の動きをけん制する。利用児童や職員に危害を加えようとしない限り、身柄の確保は試みず、警察の到着を待つ。待っている間は不審者の年齢・身なりをできるだけ詳しく覚える。襲いかかってきた場合は、利用児童に危害が及ばない限り、無理に応じず逃げる。ただし、多くの職員で遠く離れ行動を監視する。

通報・消火・避難実施マニュアル

児童発達支援・放課後等デイサービスの建物は、特定防火対象物と指定されるため、年2回以上の消防訓練が義務付けられている。事業所で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るために具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、近隣住民との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

() 事前の環境整備

避難訓練実施計画

- 1)近隣住民との合同で、様々な火災状況を想定した訓練を実施する。
- 2)避難訓練実施の際には、「通報・消火・避難訓練実施フローチャート」のとおり実施する。
- 3)避難通路・経路の確認をする。

- 4)火災報知設備及び非常ベル、非常通報装置の使用方法を習得する。
- 5)火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

保護者への事前連絡

- 1)保護者へは、事前に緊急時における児童の対応及び避難先を周知する。
- 2)保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに、緊急連絡先一覧の確認と訂正を行い、事業所において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

施設設備の点検等

- 1)出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。
- 2)万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- 3)避難経路に障がい物などがないことを常に確認する。
- 4)防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- 5)職員は、日常の療育環境を整備しておくとともに、日頃の療育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- 6)緊急時連絡用の掲示をする。

(2) 火災発生時の手順

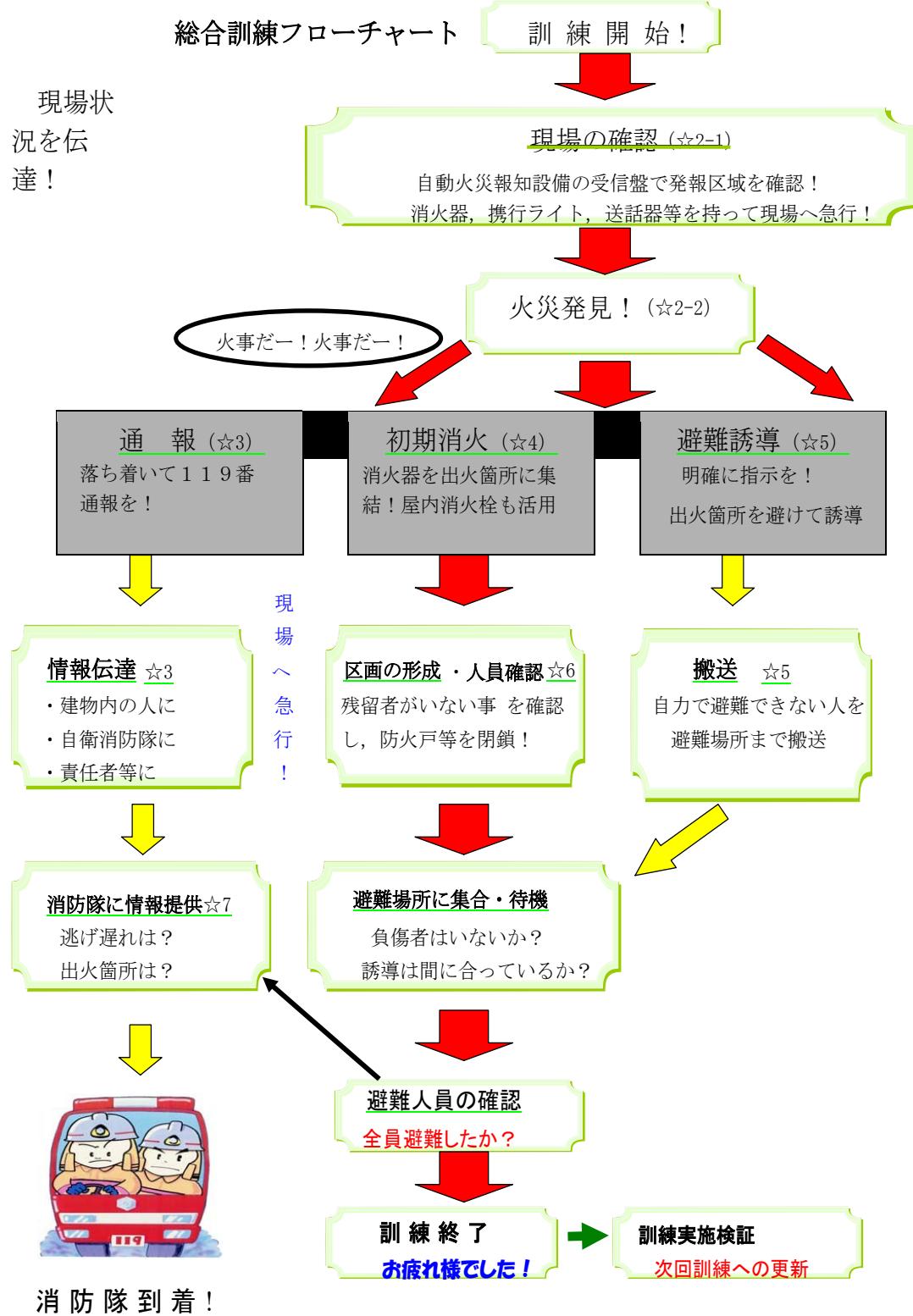
発生時の基本的な流れ

火災発見 → 通報連絡 → 初期消火→ 避難誘導

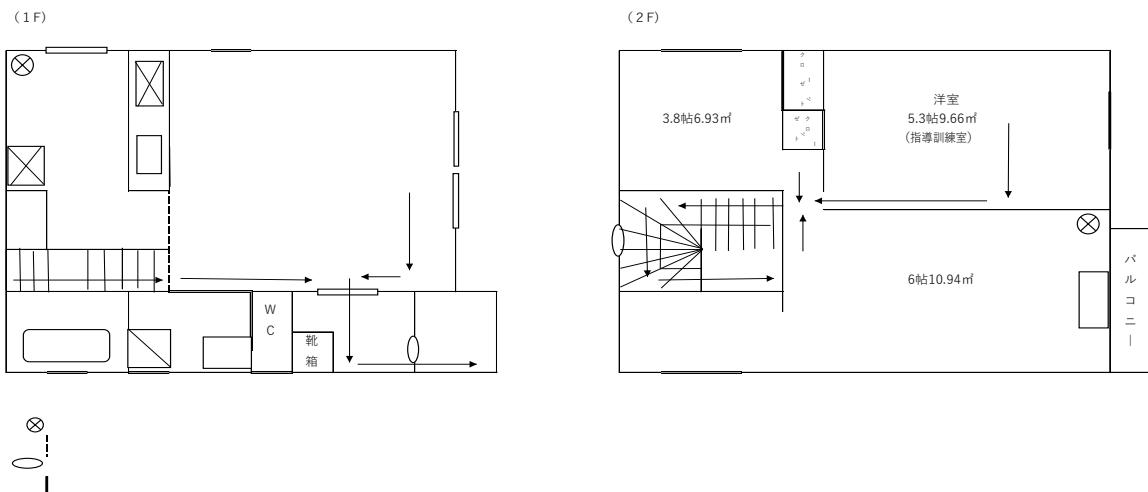
サービス時間中に火災が発生した場合

- 1)火災の発生を発見したら（第一発見者）大きな声で周りの職員に知らせる。
- 2)知らせを受けた職員は、速やかに管理者及び他の職員に火災の発生を知らせる。
- 3)第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- 4)各職員は、管理者又は代理の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- 5)消防署への通報
- 6)子どもの避難誘導（子どもの人数の把握及び責任者への報告）
- 7)地域住民・関係機関への連絡
- 8)落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動搖を与えないように努める。
- 9)出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- 10)安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。（保護者の緊急連絡網は必ず持つて避難する）
- 11)火災により翌日以降療育を行うことが困難な場合は、管理者より行政に連絡し今後の対応について相談する。

通報・消火・避難訓練実施マニュアル



避難誘導図



指定緊急避難場所(篠栗町)

◎第1次開設

クリエイト篠栗 篠栗町中央1丁目9-1

◎順次開設

町民体育館 篠栗町尾仲681-1

勢門小学校 篠栗町尾仲671

オアシス篠栗 篠栗町中央1丁目9-2

◎多機能型事業所 Dear Familiesは、大雨・台風・大規模火災・地震などの災害発生のおそれがある場合、避難場所第一候補として事業所から近い町民体育館へ避難する。

《当事業所から避難所までの経路》

福岡篠栗線

